

四日市市告示第 1 2 号

四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 1 月 1 3 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱（平成 2 0 年四日市市告示第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（対象者）</p> <p>第 3 条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、屋外での移動に著しい制限のある障害者（児）であって、原則として本市に住所を有するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号。以下「施行令」という。）<u>第 1 条に規定する疾病</u>による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者</p>	<p>（対象者）</p> <p>第 3 条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、屋外での移動に著しい制限のある障害者（児）であって、原則として本市に住所を有するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号。以下「施行令」という。）<u>別表に掲げる特殊の疾病</u>による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 7 年 1 月 1 日から適用する。

（健康福祉部障害福祉課）